

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 7 月 22 日 ( 金 ) 第 330 号

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

## 公 告

- 令和4年度クリーニング師試験公告 (生活衛生課取扱い) 5

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 6

## 人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※)  
(職員課取扱い) 7

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 604 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令 和 4 年 7 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所  
鹿児島郡十島村中之島字椎崎123番 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第605号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年7月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日置市東市来町伊作田字濱ノ丸平2067番1, 2067番2, 2073番2, 2077番5, 2079番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第606号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年7月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
肝属郡肝付町南方字井手口1992番7
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第607号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年7月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
曾於市大隅町須田木字八反793番2, 793番22, 793番23, 字川路山839番
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第608号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により, 次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年7月22日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
青空薬局	薩摩郡さつま町柏原2820番地	令和4年7月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第609号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により, 次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年7月22日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
さと薬局	薩摩川内市平佐町1689番地8	令和4年7月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第610号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により, 次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年7月22日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人みゆき会	日置市日吉町日置390-1	ローズ訪問看護ステーション	日置市日吉町日置403	令和4年7月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第611号

いちき串木野市湊町22番地 有限会社大久保水産代表取締役大久保匡敏及びいちき串木野市浜田町85番地1 羽島漁業協同組合代表理事組合長平石良博からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 4 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市羽島区域（羽島漁業協同組合の地区）並びにいちき串木野市湊町、大里及び川上区域（市来町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 合計総トン数10トン以上20トン未満の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業

鹿児島県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和4年7月5日付で肝属中部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 4 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第613号

土地改良事業県営ため池整備、用排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備及び農用地保全）霧島1地区の工事は、令和4年6月27日に完了した。

令和 4 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第614号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から令和4年2月14日鹿児島県告示第113号で告示した公共測量の実施は、令和4年7月6日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第615号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州森林管理局長から令和4年2月18日鹿児島県告示第128号で告示した公共測量の実施は、令和4年6月24日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 7 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

大隅地域振興局告示第26号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 4 年 7 月 22 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はるかぜ	鹿屋市寿八丁目 5-35	株式会社友知開発	鹿屋市寿一丁目 3番21号	松脇 政友	令和4年 4月11日	放課後等 デイサー ビス

自立訓練事業所 放課後ハウスT ERAKOYA	鹿屋市上野町 4750番地1	合同会社L e f l e t	鹿屋市今坂町 10098番地4	篠原 大志	令和4年 5月1日	児童発達 支援
放課後等デイサ ービス・クロー バー	曾於市大隅町中 之内8154番地3	特定非営利活動 法人S o o S p o r t s C l u b 鹿児島	曾於市末吉町諏 訪方6227番地5	磯邊 貴志	令和4年 5月1日	放課後等 デイサー ビス

## 大隅地域振興局告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年7月22日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
生活介護事業所 宙船	志布志市志布志 町安楽2459番地 2	特定非営利活動 法人すんくじら 会	志布志市志布志 町安楽1705番地 乙	福岡 豪	令和4年 5月1日	短期入所

## 公 告

## 令和4年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和4年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和4年7月22日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 試験の期日及び場所

## (1) 学科試験

- ア 期日 令和4年11月13日（日）午前10時20分から  
イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

## (2) 実地試験

- ア 期日 令和4年11月13日（日）午後1時から  
イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

## 2 試験の科目

## (1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識  
イ 公衆衛生に関する知識  
ウ 洗濯物の処理に関する知識

## (2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

## 3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者  
(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

## 4 受験手数料

7,200円

## 5 受験手続

## (1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有することを証明する書類

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

## (2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

## (3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし、県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては、現金を当該郵便に同封することで鹿児島県収入証紙に代えることができる。

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

## 6 提出書類等の受付期間

令和4年9月1日（木）から同月30日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和4年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。

## 7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル（角形2号））を同封すること。

## 8 合格者の発表

合格者に対し、郵便により通知して行う。

## 9 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

## (2) 書類提出上の注意

ア 住所は、詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便（現金を同封する場合にあつては、現金書留郵便）によるものとし、その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

**選挙管理委員会告示**

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 7 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表 255 の項を削る。

## 人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 22 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

### 鹿児島県人事委員会規則第 2 号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表指宿市の部本庁の款議会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 次長」に改め、同款市長部局の項中「公室長 課長 ふるさと納税室長 国体・スポーツコンベンション推進室長」を「課長 室長（分室は除く。）」に改め、同款教育委員会事務局の項中「学校整備室長」を「室長（分室は除く。）」に改め、同表南さつま市の部本庁の款市長部局の項中「秘書係長」を「室長 市長公室次長」に改め、同表南九州市の部本庁の款市長部局の項中「課長 ふるさと振興室長」を「課長」に改め、同表さつま町の部本庁の款町長部局の項中「管理監」を「管理監 総括監 専門監」に改め、同款教育委員会事務局の項中「建築技術専門監」を「室長 専門監」に改め、同部出先機関の款支所の項を削り、同表北薩広域行政事務組合の項中「施設管理課長」を「施設管理課長 庶務係長（総務課に置くものに限る。）」に改め、同表指宿広域市町村圏組合の項中「事務局長」を「事務局長 事務局次長」に改め、同表に次のように加える。

徳之島愛ランド広域連合			事務局長
-------------	--	--	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。